

第 22 期  
大分海区漁業調整委員会  
第 23 回委員会  
議 事 録

開催日時 令和 6 年 2 月 9 日(金) 午後 1 4 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第22期大分海区漁業調整委員会第23回委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日(金) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)  
阿部 貴 史  
須川 直 樹  
渡邊 英 敏  
疋田 一 則  
阿部 義 広  
森崎 真 吾  
山尾 和 久  
本庄 新  
山本 勇  
小野 裕 佳
- 欠席委員 藤本 昭 夫、齋藤 信 二、濱田 貴 史
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査
- 漁業管理課 大屋課長、甲斐主任
- 水産振興課 大塚課長、堤総括、上田技師
- 臨席者 なし
4. 議事録署名委員 疋田 一則、本庄 新
5. 協議事項及び審議の結果
- 第1号議案 豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について
- 審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第2号議案 伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について

- 審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した  
第3号議案 あわび類、うに類の採捕の禁止について
- 審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した  
第4号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間  
について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第5号議案 漁業権一斉切替えに伴う区画漁業（真珠養殖業）の免許につ  
いて
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第6号議案 大分県資源管理方針の一部改正について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第7号議案 大分海区漁業調整委員会規程の一部改正について
- 審議の結果 原案のとおり承認することに決した  
第8号議案 大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程  
の一部改正について
- 審議の結果 原案のとおり承認することに決した

## 6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第22期第23回大分海区漁業調整委員会を開  
会いたします。事務局の倉橋です。よろしくお願いいたします。  
はじめに、本日の出席委員数をご報告します。定員14名中11  
名の委員が出席しておられますので、漁業法第145条の規定に  
より、本委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、大屋漁業管理課長から、ご挨拶を申し上げます。

大屋課長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本  
日も資料をタブレットで用意しております。  
タブレットの画面に議案書があります。ご確認ください。紙の  
資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょ  
うか。  
それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5  
条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野  
会長に以後の議事進行をお願いします。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。  
疋田委員と本庄委員をお願いします。  
それでは議事に入ります。

第1号議案「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」ご説明します。

豊後水道では漁業調整上の理由から、委員会指示により、同海域でたる流し漁業を禁止していますが、この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため、大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次の3ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

次の4ページをご覧ください。漁具図を載せていますが、このたる流し漁業または立縄釣漁業ともいわれる漁法は、平成2年頃にふぐの浮き延縄漁業が禁止されたことにより導入が進んだ漁法で、水面上に発泡スチロールなどの浮子を浮かべ、その下に幹糸を垂らし、さらにその幹糸から枝糸を出して、それに針をつけて釣る漁法です。

この図では、模式的に表現しているため針が3本しかありませんが、実際には10本から15本の針が付いています。

一人が一度に数十個を流すため管理が十分にできず紛失することがあり、海面上を自由に動いて回るため他の漁業に支障があること、また、この漁具が海岸に流れ着き、そのまま放置されていることなどから問題があるということで、平成5年から本県豊後水道の関係漁業者間の自主規制として豊後水道では禁止してきました。

そのような中で、平成7、8年頃から高知県や宮崎県漁船の操業が見られるようになり、特に平成13から14年にかけてシロサバフグが大漁に漁獲された時には、高知県や宮崎県の漁船が多数操業し、大分県の漁業者の操業に支障をきたすようになりました。

そこで、大分県として両県に事情を説明して協力を求めましたが、「この漁法が自由漁業であり、大分県が自主規制ということでは指導しにくい」旨の回答が両県からありましたので、平成15年度から委員会指示を発出して規制しているものです。

次の5ページに委員会指示案を載せていますが、「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。」としています。

漢数字の一の禁止区域として、豊後水道、大分県関埼灯台と愛

媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南の大分県海域としています。

次に、漢数字の二の禁止期間ですが、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第2号議案「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは議案書の6ページをご覧ください。

第2号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」ですが、大分県のくるまえびの漁獲量は減少傾向であり、早急に資源回復を図る必要があることから、委員会指示により、豊後水道では平成17年から、伊予灘では平成23年から、全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止しています。

この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次の7ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

次の8ページをご覧ください。委員会指示案ですが、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止するとしています。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。として試験研究等については適用除外としています。

漢数字の一の禁止区域は、国見と姫島の地先海面から南の伊予灘及び豊後水道の大分県海域を文字で表現しています。

漢数字の二の禁止期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

次の9ページに禁止区域の図を示しています。斜線の区域が禁止

区域です。

点イは豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点、点ロは、その点イから磁針方位350度8,000メートルの点です。点ハは、東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上8,000メートルの点です。

点ニは、山口県熊毛郡上関町小祝島西端です。

禁止区域は、点イと点ロを結んだ直線、点ロから姫島を北回りに点ハまでに至る間の最大高潮時海岸線から8,000メートルの線、点ハから点ニを通る直線、これを順次に結んだ線以南の大分県海域です。

伊予灘では、山口県、愛媛県との間で3県協定が結ばれており、協定水域が定められているので、その範囲を大分県海域としています。

一方、豊後水道では、対象漁業である小型底びき網漁業で愛媛県との境界線がはっきりとは定められておりませんので、東側のラインを引いていません。

次の10ページをご覧ください。平成23年4月に大分県が策定しました大分県資源管理指針です。県の水産資源の管理の方針等を取りまとめたもので、くるまえびについて重要資源と位置づけ、取組等についてまとめておりますのでご紹介します。

11ページをご覧ください。グラフの下の(2)の資源管理の目標として、太字で示しているとおおり、「漁獲量の減少傾向が続いていることから、この状況の改善を目標とする。」としております。(3)の資源管理措置として、太字で示しているとおおり「くるまえびを漁獲対象とする、小型機船底びき網漁業及びさし網漁業においては、漁業種類別に資源管理に取り組む必要がある。具体的資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。」としております。その下の「2. 小型機船底びき網漁業」、その下の「5. さし網漁業」それぞれの漁業において、(2)の資源管理措置に太字で示しているとおおり、「小型魚の保護に取り組み、資源の回復を図る必要がある。」としています。グラフにあるとおおり最近の漁獲量は、ほぼ横ばいで推移しております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 「漁獲量の減少状況の改善を目標とする」としてはありますが、減少の要因は、漁獲圧だけと考えているのでしょうか。

事務局長 減少の要因が何かというのは判断しづらく、漁獲圧や温暖化による海水温の上昇など環境の変化等もありまして、どれという特

定はできておりません。色々な原因によって、現状として増えているという状況になっておりません。

渡邊委員　　うちの場合、この近年漁獲圧はないようです。自然にできる分がかなり減っていますし、放流した種苗も1割くらいしか残っていないのではないのでしょうか。

大塚課長　　くるまえびについてはかなり放流に力を入れているのですが、なかなか増えてくれません。先ほど漁業管理課からなぜ増えないかわからないという話がありましたが、天然海域の育ち具合をみても、あまり大きくなりません。西日本の海がくるまえびの生残や成長に適していないのではないかと思います。ただ放流をやめたらどうなるかというところ以上減ると思うので、資源を増やすために栽培漁業をやめるわけにはいかないと思っています。

渡邊委員　　赤潮になるという反面もあるかもしれませんが、栄養塩不足はないのでしょうか。そういうことも考えて努力する必要があるのではないのでしょうか。

大塚課長　　むずかしいところですね。栄養塩不足だからといって、他の魚種が全部増えていないかというところ、ぶりとか今年はさわらは、増えています。水産研究部も調べていて、わかってきたところは、しっかり押さえてそこに対して対策をとっていきます。

佐伯の方では放流したくるまえびはそれなりに採れているという声も聞いています。栽培漁業が全く効果が無いわけではありません。本年度から豊前海でもくるまえびが増えるように新たな事業を考えています。

渡邊委員　　どうしてもくるまえびは南に下がる傾向があります。佐伯の放流したのも宮崎に下がっているかもしれません。それでいうと宇佐が一番不利。福岡県が放流していないので。

大塚課長　　山口県が多くしているのではないのでしょうか。

渡邊委員　　山口県からはあまりこない。

大塚課長　　大分県でも中津で放流すると、東側に移動して採捕されている研究結果があるので、本年度それをふまえて、中津の拠点放流に備えて中津地先を耕耘する準備を進めています。来年度たくさん豊前海で放流する予算を準備しているので、期待して欲しい。

疋田委員　　鶴見で底びきで採れるくるまえびの3割くらいは放流したものと思



います。佐伯は、囲い網をしてある程度太ったところで囲い網をはずして放流しており、それなりの実績があるようです。

豊前海はどういう風に放流しているのでしょうか。時期とかも関係あるのではないのでしょうか。

議長 豊前海は、被せ網で放流しているのではないですか。

渡邊委員 被せ網はコロナで人が集まらない時にやっていて、今はまた囲い網を実施しています。

議長 佐伯の方も被せ網を実施しているのではないですか。

大塚課長 囲い網は手間がかかるので、人手がかからない被せ網の方に県としてはシフトしています。豊前海では、たいへんな囲い網の取組をしてくれていますが、あまり効果がでていないので、少しテコ入れして豊前海でもとれるような対策を準備しているところです。

議長 県も努力をしてくれているようですので期待したいと思います。  
他にご意見はありませんか。ないようですので、第2号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。  
次に、第3号議案「あわび類・うに類の採捕の禁止について」を審議します。  
事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の12ページをご覧ください。  
第3号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」説明します。  
大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。  
この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出要望があったものです。  
次の13ページに大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。  
1の禁漁区の設定をご覧ください。豊後高田市香々地地区から名護屋地区までで、あわび類のみが7地区、あわび類・うに類が

2地区の合計9地区において、放流場所周辺を2年間禁漁区とするため委員会指示を発出してほしいという要望であります。

次の14ページをご覧ください。委員会指示案です。最初に「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」とされていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として第2号議案と同じく試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、あわび類9箇所、うに類2箇所、あわび類及びうに類1か所の合計12箇所について、表記しています。区域については、後で図で説明します。

16ページをご覧ください。最後から2行目のところ、漢数字の二の禁止期間ですが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としています。

次の17ページから、位置図と拡大図を掲載しています。

17ページの左側から説明しますと、①香々地地区であわび類、②国見地区であわび類うに類、③④臼杵地区の下ノ江であわび類うに類、⑤⑥臼杵地区の深江であわび類うに類、⑦津久見地区であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。次の18ページをご覧ください。⑧保戸島地区、⑨上浦地区、⑩鶴見地区、⑪佐伯市の入津地区、⑫名護屋地区であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。

単純に同じ場所で禁漁を継続するのは①香々地地区、②国見地区、⑨上浦地区、⑩鶴見地区、⑫名古屋地区の5箇所、新規で禁漁区を設定するのは③臼杵地区の下ノ江地先のあわびの1箇所です。その他の6箇所は禁止する場所の輪番制を採用しており、過去に委員会指示で禁止した実績のある場所となり、実質的には継続箇所となります。

なお、ページ下の表に今回禁漁区を設定するそれぞれの区域の面積を掲載しています。放流する魚種についてはあわび類がメガイアワビ、クロアワビですが、地域によって単一、両方の場合があります。うに類についてはアカウニとなります。

次の19ページをご覧ください。大分県資源管理指針にまとめられているアワビ類及びウニ類の記載を抜粋しております。グラフ下の(2)の資源管理の目標として、太字で示しているとおおり、あわび類、うに類とも「近年漁獲量が減少傾向にあることから、この状況の改善を目標とする。」としています。(3)の資源管理措置として、太字で示しているとおおり、あわび類、うに類とも「種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。」とし

ています。グラフにありますようにあわび類、うに類とも漁獲量は、近年ほぼ横ばいで推移しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

くるまえびと違ってあわびをみると横ばい傾向で、増えてはいませんが、放流効果があるような感じですが。

大塚課長 あわび類は放流したものが採捕されると、人工種苗の痕跡がよくわかるので放流効果がわかります。各海域で効果が調べられていて、成績の良いところでは採捕の半分以上が放流したもので、県では確実に効果があると認識しています。漁業者も効果があると感じているので、委員会指示を出してもらって、資源管理をしているところです。その効果により何とか減らずに維持していると認識しています。

議 長 他にご意見はありませんか。

山尾委員 18ページなのですが、委員会指示をかける面積ですが、各海域によって面積に幅があるのですが、指定するにあたって規定とか基準はあるのですか。

事務局長 指定にあたっては地元の漁業者が、餌の藻が豊富にあるなど生育がよいと思われる場所でその範囲を決めております。その範囲がこの表にあるとおりの面積であったということです。

山尾委員 地元の要望だけで、特に制限などは全くないのでしょうか。いくら広くても認定してくれということであれば、認めるということでしょうか。

事務局長 あまり広いと採貝藻漁業など他の漁業に影響があるかとは思いますが、それは地元の話し合いのうえ、この場所や面積に設定したということで問題ないと認識しております。

議 長 他にご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の20ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、小型機船底びき網漁業手繰第2種自家用餌料びき網漁業及びさわら流し刺し網漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

次の21ページが知事からの諮問文です。

次の22ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」です。今回公示を行う2件について、表の形にしております。

はじめに、表の上段「小型機船底びき網漁業手繰第2種自家用餌料びき網漁業」です。この漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んで、釣り漁業に使用する餌をとる小型機船底びき網漁業の一種で、主な漁獲対象種は「えび類」です。今回公示することとなった背景は、現在当該許可を設定していない真玉地区の漁業者からの要望に伴うもので、漁業種類を新設するものです。

次に、表の下段「さわら流し刺し網漁業」です。これは、帯状の網を用いて、泳いで来る魚介類をからめとる刺し網漁業の一種で、主な漁獲対象種は「さわら」です。今回公示することとなった背景は、すでに許可のある安岐地区及び杵築地区のそれぞれの漁業者からの要望に伴うものです。

ここで、新規許可の考え方についてご説明します。下の「新規許可について」をご覧ください。

今回のさわら流し刺し網漁業のように、許可する船舶の数に上限を設けている漁業種類の場合、許可の枠を巡って早い者勝ち

とならないよう、申請期間は一定期間に限定されます。そのため、申請期間以外で新たに許可を行うためには、その都度制限措置の公示が必要です。下の表のさわら流し刺し網漁業の許可の状況ですが、今回要望のあった2地区が関係する許可について記載しております。上段は、要望のあった安岐地区のほか、富来等一部地区を除いた国東地区、武蔵地区に住所を有する漁業者を対象とした許可です。許可の上限数は22人で、現行許可数は18人ですので、公示をすれば太枠で示している4人まで許可が可能な状況です。次に下段ですが、要望のあった杵築地区のほか、日出地区・別府地区・大分地区に住所を有する漁業者を対象とした許可です。許可の上限数は35人で、現行許可数は31人ですので、こちらも公示をすれば4人まで許可が可能な状況です。

以上が、今回公示する予定の漁業の概要です。

また、新規許可の要望に当たっては、漁業調整上の問題がないことの確認として、関係する地区の同意を得た上で、県漁協本店から県に対して要望書を提出することとなっております。今回、自家用餌料びき網漁業は豊前海地区漁業運営委員長会の同意、さわら流し網漁業は東国東地区漁業運営委員長会、別府湾地区漁業運営委員長会のそれぞれの同意を得た上で要望書が提出されています。

24ページをご覧ください。自家用餌料びき網漁業に関する要望書です。左側が大分県漁協から県知事に提出された要望書、右側が真玉地区からの要望書、次の25ページは豊前海地区漁業運営委員長会の本要望に対する同意書です。

次の26ページをご覧ください。安岐地区のさわら流し刺し網漁業に関する要望書です。左側が大分県漁協から県知事に提出された要望書、右側が東国東地区漁業運営委員長会の本要望に対する同意書です。要望書の趣旨としては、許可の制限措置を公示し、申請期間を定めることについての要望であるため、要望書には1人とありますが、県としては許可が可能な4人を制限措置とし、申請が複数あっても対応できるようにしたところ です。

次の27ページをご覧ください。杵築地区のさわら流し刺し網漁業に関する要望書です。左側が大分県漁協から県知事に提出された要望書、右側が別府湾地区漁業運営委員長会の本要望に対する同意書です。こちらも安岐地区と同様に、要望書には3人とありますが、許可が可能な4人を制限措置とし、申請が複数あっても対応できるようにしたところ です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。次の28ページをご覧ください。

はじめに、自家用餌料びき網漁業です。表は今回の許可の内容となる制限措置で、上段に今回公示する地区のものを、下段に参考として他地区の許可のものを記載しています。

表の上段の左から順番に説明します。一番左の「番号」は単なる整理番号で、「2-3-15」です。その右の欄の漁業種類は「手繰第2種自家用餌料びき網漁業」で、さらに右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は許可の上限を定めない漁業種類ですので、「定めなし」です。続いて、その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下、旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。いずれの内容も、下段の内容と同じものとなっています。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、次の29ページに図面を掲載していますのでご覧ください。

こちらの図は、豊後高田市真玉の地先を示しています。イロハニの各点で囲まれた斜線部が操業区域です。

前の28ページにお戻りください。表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「5月1日から11月30日まで」で、こちらも下段の内容と同じものとなっています。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「共第5号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者」で、漁業権の免許番号以外は、下段の内容と同じものとなっています。一番右の欄の申請期間については、次の項目で改めて説明しますので、「自家用餌料びき網漁業」については以上です。

続いて、「さわら流し刺し網漁業」です。30ページをご覧ください。こちらの漁業種類は、従来の許可から内容に変更ありませんので、上段の安岐地区に関するものを例に説明します。

一番左の「番号」は単なる整理番号で、「8-1-4」です。その右の欄の漁業種類は「さわら流し刺し網漁業」で、さらに右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は許可の上限数に達する「4人」です。続いて、その右の欄の「船舶の総トン数」及びその右の欄の「推進機関の馬力数」は制限を定めないため「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、次の31ページに図面を掲載していますのでご覧ください。

こちらの図は、国東から別府湾までを示した図で、斜線部が操業区域です。

前の30ページにお戻りください。表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「8月1日から翌年の1月31日まで」の6ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「国東市（国見町並びに国東町浜、深江、東堅

来、富来浦、浜崎及び富来を除く。)に住所を有する者」です。一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。以上が、制限措置の内容についての説明です。

23ページにお戻りください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

さわら流し刺し網漁業のように、許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける漁業種類の場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間は原則1ヶ月間となります。

一方、自家用餌料びき網漁業のように、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない漁業種類の場合は、申請期間は周年となります。今回は、自家用餌料びき網漁業は後者に該当するため、申請期間は周年となっています。一方、さわら流し刺し網漁業は前者に該当するため、令和6年2月16日から3月16日までの1ヶ月間が申請期間となる予定です。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則5年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は既存の許可と合わせるため、それぞれの漁業種類の既存の許可の満了日に短縮する考えです。これにより、自家用餌料びき網漁業は、令和9年8月31日までの約3年6ヶ月に、さわら流し刺し網漁業は、令和8年10月31日までの約2年8ヶ月にそれぞれ短縮することになります。既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 真玉の餌こぎについてですが、試験操業などは行ったのでしょうか。

大石事務局 許可がないので試験操業は行っておりません。また、試験研究  
次長 機関も試験操業は行っておりません。

漁具を所有しているのは確認しており、昔操業をしていたとい  
うことで、要望に沿って設定をするという対応をしております。

渡邊委員 昔やっていたといっても40年くらい前で、行っていたのは国  
見ではないでしょうか。

大石事務局 ご要望をいただいているので大丈夫だと思っています。  
長

議 長 他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案  
のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありません  
か。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案のとおり異議ない旨を知事に答  
申することとします。

次に、第5号議案「漁業権一斉切替えに伴う区画漁業（真珠養  
殖業）の免許について」を審議します。事務局は提案理由を説明  
してください。

事務局長 それでは、議案書の33ページをご覧ください。第5号議案  
「漁業権一斉切替えに伴う区画漁業（真珠養殖業）の免許につい  
て」です。

漁業権一斉切替えに伴い、真珠養殖業に関する区画漁業の免許  
をするに当たり、漁業法第70条の規定に基づき、知事から本委員  
会に対し意見を求められたものです。

次の34ページをご覧ください。知事からの諮問文です。次の  
35ページをご覧ください。漁業権一斉切替えにつきましては、  
共同漁業権の免許に伴い11月の委員会において説明しましたが、  
時間も空きましたので、改めて説明させていただきたいと思  
います。本県では令和6年1月1日現在、共同漁業権79件、真  
珠養殖を除いた区画漁業権が132件、真珠養殖に関する区画漁  
業権が16件、定置漁業権が1件の計228件の漁業権が免許さ  
れています。このうち、今回の議題である真珠養殖業に関する区  
画漁業権、これ以外の漁業権は、全て切替えの手続が完了して  
おります。真珠養殖業に関する区画漁業権は、その存続期間が  
令和6年3月31日に満了するため、それに合わせて次期免許に  
向けた手続を行うものです。



各漁業権の存続期間は下の黄色の四角で囲まれた中に記載のとおりで、今回は太字にしております、真珠養殖業に関する区画漁業の免許に関する諮問です。

続いて、「2. 免許の手続について」をご覧ください。免許の流れを図で示しています。8月18日に真珠養殖業についての変更を加えた海区漁場計画の内容に関する諮問を受け、特にご意見がありませんでしたので、本委員会より「異議なし」とする旨の答申を出しました。その後、9月26日付の大分県報にて変更後の海区漁場計画は告示され、その後県が免許の申請を受け付けたところでした。

続いて、「3. 今回の諮問について」をご覧ください。漁業法第70条の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、県が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、本委員会にも確認の機会を確保するためのものです。本日の委員会にて、申請者の適格性を審査し、承認されれば、令和6年4月1日付けでの免許がされる予定です。一斉切替えの概要に関する説明は以上です。

次の36ページをご覧ください。「4. 免許申請の状況」です。今回新規漁場を含めた16件の漁場を設定し、申請を受け付けたところ、8者から延べ16件の申請がありました。各申請者の詳細は、「漁業権免許申請一覧」にまとめていますので、適格性の審査結果と併せて、後ほどご説明します。

次に、「5. 免許を受けることができる者について」です。漁業権の免許の基準については、漁業法第71条第1項において「免許をしない場合」、いわゆる<sup>けっかく</sup>欠格要件が定められており、これに該当しない場合に免許を受けることができます。具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」「漁業権の不当な集中となるとき」「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。これらのうちいずれか1つでも該当する場合は、知事は免許を行ってはなりません。

続いて、免許についての適格性について説明します。個別漁業権の免許についての適格性は、表の右側に記載の4項目に該当しない者が免許を受けることができます。

1つ目が、漁業関係法令または労働関係法令を遵守する見込みがない者であること。

2つ目が、暴力団員等であること。

3つ目が、上記2項目について、法人の場合はその役員または使用人が該当すること。

4つ目が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることです。今回申請のあった8者について、先ほどの欠格要件に加

え、以上4項目に該当しないことの確認を行いました。

次の37ページをご覧ください。こちらの資料は、漁場計画番号ごとに、左から漁場計画番号、免許申請者、関係地区、欠格要件、免許についての適格性、競願の有無を一覧表形式で整理したものです。今回は、こちらのページと次のページに記載している16件の漁業権について、8者から申請があり、いずれも競願はありませんでした。

それでは1番上の区第2590号を例にご説明します。

表の一番左「漁場計画番号」は「区第2590号」です。その右の欄の「免許申請者」は上段に住所、下段に氏名を記載しています。区第2590号は、小坂英樹氏と小坂琴治氏の共同申請です。次に、欠格要件です。今回の申請は、海区漁場計画の内容と異なるものではないため、問題ありません。次に、「漁業の不当な集中」についてですが、この規定は、免許が競合した場合に考慮されるものであり、単に申請数が多いというだけでは「不当な集中」とはいえないという解釈です。よって、小坂氏は区第2590号及び区第2591号の2件の申請がありますが、他に競願もないことから、不当な集中には該当しないと判断されています。なお、1者が複数申請する例は、他にもいくつかありますが、同様の理由から欠格要件に該当しないとされています。

次に、「漁場の敷地所有者の同意」についてですが、漁場の敷地が他人の所有に属するとされるものは確認されませんでした。よって、「該当なし」として斜線を引いております。以上より、小坂英樹氏と小坂琴治氏は欠格要件に該当しません。

続いて、免許についての適格性ですが、申請者は私人であるため、それぞれ申請者本人についての審査となっています。まず、法令遵守について、県が各申請者の本籍地の市町村に照会して確認したところ、いずれも漁業関係又は労働関係法令に違反した事実はない旨回答がありました。また、このほかにそれぞれの申請者がこれらに該当すると認めるべき事情は確認されていません。

次に、暴力団関係者でないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことの確認のため、こちらは大分県警察本部組織犯罪対策課に照会して確認したところ、いずれも該当なしとの回答がありました。よって、免許についての適格性も問題ありません。なお、免許の競願はありません。したがって、区第2590号の共同申請者2名は免許を受けることが適当といえます。

区第2591号以下15件についても同様に免許することについて問題はありませんでした。なお、今回の申請16件のうち15件はこれまでの漁業権者からの申請ですが、1名新規申請者がいますので、表の一番下、区第3991号をご覧ください。この漁場はこれまで梅田和美氏が免許を受けておりましたが、今回切替えにあたり廃業するため、申請がありませんでした。そこで、近隣で真珠養殖

業に携わっている松田真稔氏が新たに申請を行ったものです。松田氏についても、他の申請者と同様に欠格要件に該当する事実はなく、免許についての適格性も問題ありませんでした。

以上のことから、今回の8者からの16件の申請に対して免許をすることは妥当であり、この委員会で特段意見が出ない場合には、県は令和6年4月1日付けで各申請者に免許することとなります。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

適格性について審査したところ問題がないということです。

他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第6号議案「大分県資源管理方針の一部改正について」を審議いたします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の39ページをご覧ください。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。今回の大分県資源管理方針の一部改正にあたって、同条第10項の規定により準用する同条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

内容につきましては、これまで漁業者の自主的な資源管理の取組については、県が作成する大分県資源管理指針に基づき、漁業者が作成する資源管理計画によって行われてきました。漁業法改正により県が作成する大分県資源管理方針に基づき、漁業者が資源管理協定を締結することによって行われることになり、今後も漁業者による自主的な資源管理の取組は、形を変えて継続することとなっております。大分県資源管理方針につきましては、既にTAC管理等を内容としたものが策定されていますが、これに漁業者による自主的な資源管理の取組に関係する部分が別紙3という形で追加されるというものです。

40ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申

上げます。

上田技師

水産振興課の上田です。

議案書の41ページをご覧ください。「大分県資源管理方針の一部改正（特定水産資源以外の水産資源の追加）」についてご説明します。

一番上の概要ですが、令和2年12月1日に改正漁業法が施行され、国が推し進めるTAC管理と資源管理計画等による自主的な管理（非TAC管理）が一本化されました。その改正において、県はTAC管理及び非TAC管理の方針を内容とした「資源管理方針」を定めること、非TAC管理の具体的措置を内容とする資源管理協定を締結することができることが法定化されました。このうち、資源管理協定は、令和5年度末まで経過措置が設けられたため、県では法改正時にはTAC魚種のみで資源管理方針を策定し、これまでTAC管理を運用してきました。今回、協定に移行するための現場との協議が整ったことから、各支店の資源管理計画に記載のある非TAC魚種を方針の別紙3に追加いたします。

資料の中段左側をご覧ください。別紙3の構成について、ご説明いたします。方針の別紙3は、基本的に①から④までの4項目で構成されています。その中でも、②資源管理の方向性（資源管理目標）として、「ア 国が行う資源評価対象種」については、資源評価結果に基づき、資源管理の方向性を設定する必要があります。一方、「イ 国の資源評価が未実施の魚種」については、報告された漁業関連データや、水産研究部などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を活用し、資源管理の方向性を設定する必要があります。③、④については後ほどご説明いたします。

右側の赤枠で囲まれた部分をご覧ください。今回の主な諮問事項は、方針の別紙3に協定の対象魚種を追加し、魚種ごとに資源管理の方向性を設定するものです。対象魚種は、現在各支店の資源管理計画に記載のある以下15魚種です。

それでは、追加魚種の具体的な目標についてご説明いたします。下半分の表をご覧ください。まずは、MSYベースで国が資源評価を実施しているさわら・ひらめ瀬戸内海系群、まだい瀬戸内海中・西部系群の3種についてです。MSYとは、最大持続生産量のこと、資源を減らすことなく持続的に漁獲できる最大の漁獲量のことを指します。さわらについては、国が算出する現状の親魚量が目標に達していないことから、「国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」といった目標

を設定しています。ひらめとまだいについては、現状の親魚量が目標とする数値を既に超えていることから、「国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」といった目標を設定しています。

次に、MSYベースではありませんが、国の資源評価がなされている、ひらめ・まだい太平洋南部海域についてです。方向性としては、「国が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和9年度までに増加とすることを目指す。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」といった目標を設定しています。

次に、県の資源評価がなされているいさき、たちうお、はもについてです。まず、資源水準が低位のいさき、たちうおについては、「大分県の資源評価において判断される資源の動向を、令和9年度までに増加とすることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」としています。はもについては、大分県の資源評価において瀬戸内海では高位、豊後水道では中位という評価のため、「大分県の資源評価において判断される資源の水準を、瀬戸内海では高位、豊後水道では中位以上に維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」としています。

次に、十分な資源評価が行われていない、まこがれい、かさご、くるまえび、がざみ、うに類、あわび類、なまこ類の7種については、漁獲量ベースの目標設定にしています。目標としては、「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（●●トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。」としています。

最後に、あじ類、いわし類ですが、「当面の間、年間総漁獲量を、平成24年から令和3年までの過去10年間の漁獲量から大分県が判断する中位以上の水準に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととし、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」としています。

42ページから53ページまでが大分県資源管理方針の新旧対照表です。右側が現行で左側が改正後になります。赤字部分の変

更箇所を順に説明いたしますので、42ページをご覧ください。改正後の第1の「1漁業の状況」について、漁獲量と漁獲金額の数値が平成30年以降更新がなかったので、今回更新しています。「第8個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」についてですが、これまでTAC魚種を記載していた別紙1に加え、新たに15魚種を別紙3に追加することから、「特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-6まさば及びごまさば太平洋系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は別紙3-1さわら瀬戸内海系群から別紙3-17いわし類（かたくちいわし、うるめいわし）大分県周辺海域までに、それぞれ定めるものとする。」としております。

別紙3の構成については、別紙3-1を例に説明します。第1に水産資源の名前を記載しており、さわら瀬戸内海系群です。第2に資源管理の方向性を記載しており、「国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」としております。次の43ページをご覧ください。第3に漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項として、県漁業調整規則の遵守や資源管理協定の締結、当該協定の実施状況の定期的な検証などを促進することを記載しています。第4にその他資源管理に関する重要事項として、何か該当がある場合は記載しますが、今回は「該当なし。」としております。別紙3-2以降は、先ほど説明した魚種の記述が続きますので、説明は割愛いたします。

その他、54ページから70ページに大分県資源管理方針の改正案の全文をつけていますので参考にしてください。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

詳しい説明がありましたが、要するに今までの漁業者間の紳士協定をこの資源管理方針の中に移行して条文化し、その中身がこういうことだという説明ですよね。これで漁業者が守る内容が変わるところはないのでしょうか。

上田技師

冒頭に説明したとおり、資源管理の取りくみ自体は重要なので引き続き続けます。枠組みが変わりますが、実施すること自体はあまり変わらないというのが中身です。

議長 説明がありましたように、今までどおり資源管理をしっかりとやりましょうということです。

他にご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第7号議案の「大分海区漁業調整委員会規程の一部改正について」と、第8号議案の「大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」は関連がありますので、一括して審議することにします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の71ページをご覧ください。

令和4年11月にデジタル庁が「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を策定し、全国の都道府県、市町村に対し、アナログ規制の見直しを呼びかけたことから、大分県では、条例、規則、要綱等におけるアナログ規制の見直しに取り組むこととなりました。これに伴い「大分海区漁業調整委員会規程」の一部を改正するものです。

議案書の76ページをご覧ください。第8号議案も、第7号議案と同様の理由で、「大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程」の一部を改正するものです。

72ページにお戻りください。アナログ規制の見直しについての県の対応です。中程の赤枠の中、(2)の往訪閲覧、書面掲示、フロッピー等の記録媒体指定をご覧ください。「公示文書の縦覧場所指定やフロッピーディスク等の媒体指定等、類型化が可能な規定については、一括改正等、全庁統一的に対応(国同様)」となっております。そのため、第7号議案は「書面掲示規制」、第8号議案は「フロッピーディスク等の媒体指定の規制」に該当することから改正することとしております。

73ページをご覧ください。第7号議案の「大分海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を説明いたします。

「1 本規程の内容」ですが、本規定は、漁業法及び漁業法施行令に定めるもののほか、大分海区漁業調整委員会の運営に関し必要な事項を定めたものです。「2 改正の概要」ですが、国から示された「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」の中で示された「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制について、令和6年6月までを目途に見直しを行うもので、本規

程の第4条「会議の告知」が「書面掲示規制」の対象となったことから、書面の掲示だけでなく、電子情報処理施設を利用した交付方法を追加するものです。「3 改正の内容」ですが、会議の告知について、関係漁業協同組合の掲示場に掲示するとともに、電子情報処理施設（大分県庁ホームページを想定）でも、行うものです。

次の74ページをご覧ください。

大分海区漁業調整委員会規定の新旧対照表です。下の欄が現行、上の欄が改正案になります。傍線を引いている部分が改正部分で、改正案を読み上げますと、「第4条 会長は、委員会を、招集しようとするときは、会議の日前5日までに、付議すべき事案並びに開催の日時及び場所を、関係漁業協同組合の掲示場に掲示するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表し、各委員に通知しなければならない。」としています。

次の75ページをご覧ください。実際の告示案になります。施行日は、県が保有する他のアナログ規制の対象となる規則等の改正と併せて、令和6年4月1日としております。

また、この改正案については、県が保有する同様の規則等と合わせて、法令担当課と協議中です。よって、字句の修正など、大きく内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

次に、第8号議案「大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」を説明します。

77ページをご覧ください。

「1 本規程の内容」ですが、本規定は、大分県情報公開条例に基づいて、大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関し、必要な事項を定めたものです。「2 改正の概要」ですが、2段落目から読み上げますと、今回本規程の第6条がフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の対象となったことから、旧式媒体の使用を改め、インターネットなどを利用した交付方法を追加するものです。

そのため、「3 改正の内容」としては以下の3つの内容になります。一つ目は「(1) アナログ媒体の削除」です。公文書の記録の公開について「録音テープ」や「ビデオテープ」などのアナログ媒体を使用しないものとしています。

また、二つ目は、「(2) 電磁情報処理組織を利用した交付の方法の追加」です。電磁情報処理組織とは、カッコ内に記載していますが、行政機関等の使用に係る電子計算機（コンピュータ）と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機（コンピュータ）とを電気通信回線（インターネット）で接続したものをいいます。これを利用した交付を可能にします。簡単にいま



すとインターネット回線を利用した交付を可能にするというものです。

また、三つ目は、「(3) 磁気ディスクの表現の変更」です。

「磁気ディスク等に複写したものの交付」から、「電磁的記録媒体に複写したものの交付」へ表現を抽象化します。これについては、今回は、資料としてはつけていませんが、令和5年3月に国が示した「フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直しの考え方」において、指導されています。

次の78ページをご覧ください。大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規定の新旧対照表です。下の欄が現行、上の欄が改正案になります。傍線を引いている部分が改正部分で、先ほどの説明のように条文を変更しております。上の改正案で説明しますと、第6条 条例第13条第1項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分海区漁業調整委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付又は電子情報処理組織による交付とすることができる。」といたします。

デジタル法令用語を使用しているため、非常にわかりにくいと思いますので、これを簡単に言い換えますと、一番左の枠内のようになります。「条例第13条第1項の実施機関が定める方法は、データを用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分海区漁業調整委員会が適当と認めた場合はデータをCD-ROMなどの媒体に複写したものの交付又はインターネットによる交付とすることができる」となります。

次の79ページをご覧ください。第1号様式「公文書公開請求書」の新旧対照表です。左が改正案で、右が現行です。アンダーラインが改正部分です。先ほどの第6条において改正した部分を書式上に反映させ、さらにわかりやすくするため、文言の追加等を行っています。

次の80ページをご覧ください。実際の告示案になります。施行日は、第7号議案と同様、県が保有する他のアナログ規制の対象となる規則等の改正と併せて、令和6年4月1日としております。

また、第7号議案と同様この改正案については、県が保有する同様の規則等と合わせて、法令担当課と協議中です。よって、字句の修正など大きく内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第7号議案と第8号議案につ

いて、ご意見、ご質問はありませんか。

他にご意見もないようなので、最初に第7号議案についてお諮りします。第7号議案については、原案のとおり、改正について承認することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第7号議案は原案のとおり承認することとします。

続いて、第8号議案についてお諮りします。第8号議案については、原案のとおり、改正について承認することで、ご異議はありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、第8号議案は原案のとおり承認することとします。

これで予定していた議案は終了いたしました。

他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠にありがとうございました。

次回の委員会は3月14日（水）15時から水産会館で開催したいと思いますので、日程の確保についてご配慮をお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第23回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和6年2月9日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員